

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 29 日

長崎県知事 平田 研

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ東彼杵店
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 483 番 1 ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の 1
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の 1
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和 9 年 4 月 13 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,477 平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 66 台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 10 台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 50 平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物東側 9.60 立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24 時間営業
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24 時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地東側及び南側 2 箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24 時間

2 届出年月日

令和 8 年 8 月 12 日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から 4 月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）、東彼杵町産業振興課

4 その他

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。